

横浜市救急医療センター指定管理者の選定等について

1 第3回横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会（3月3日開催）の概要

(1) 主な議論

ア 指定管理者選定方法について

- ① 今後さらに公募しても新たな法人の応募は見込めない。
- ② 非公募で特定の団体に依頼することもやむを得ない。
- ③ 単体の施設として議論するのではなく、病診連携など地域医療全体として考えて選定方法を検討するべき。

イ 運営可能な法人について

- ① 公的な役割を有し医師の派遣能力がある法人が適当
- ② 医師会は市内に2箇所、夜間急病センターの運営実績がありノウハウを蓄積している。
- ③ 医師会を選定した場合は、指定管理制度導入以前に委託していた総合保健医療財団と比較してサービス内容の向上に努めてもらう必要がある。

ウ 持続可能な経営のあり方について

- ① 適切な報酬を確保することが診療従事者の安定的確保につながる。その場合は指定管理料が現在の額より上回ることもある。
- ② 指定管理料の使途について、透明性の確保（市民への情報開示）、定期的な検証（監査等の実施）など、市民に説明責任を果たす仕組みが必要
- ③ 患者数減少など事業者の責任ではない理由による損失への市の対応を考えるべき。

(2) 委員会としての意見

- ア 選定方法は非公募指名プロポーザル方式とすることが適当
- イ 運営可能な法人としては横浜市医師会とすることが適当
- ウ 指定管理料は提供する初期救急医療内容と共にプロポーザル審査事項とすることが適当
- ・指定管理者と市が協働し運営を検証する仕組みが必要
 - ・市は指定管理者の責任ではない理由による損失等のリスクへの対応を図る必要がある。

2 今後の進め方

選定委員会からいただいた意見を踏まえ、本市としての意思決定を行い、今後の手続きを進めてまいります。

スケジュール

- 平成21年3月下旬～4月上旬：第4回選定委員会
プロポーザル要項及びプロポーザル相手方等の審議

選定委員会の審議結果に基づきプロポーザルの相手方に事業計画書提出の依頼

- 4月下旬：第5回選定委員会
プロポーザル審査の実施

選定委員会の意見に基づき指定管理者を選定

- 5月：指定議案上程
第2回市会定例会に指定議案上程予定